

徳島県教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令

職員の人事取扱規程（昭和五十一年徳島県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第二条中「単純な労務に雇用される職員」を「技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十一年徳島県条例第六号）第一条に規定する技能労務職員」に、「指定医師の健康診断書及び市町村長の発行する身分証明書」を「及び医師の健康診断書」に改める。

別表の1の項及び同表の2の項を次のように改める。

<p>1 採用</p> <p>(1) 事務局関係</p> <p>イ 役付職員</p>	<p>氏 名</p> <p>徳島県教育委員会事務局事務職員（技術職員，指導主事，社会教育主事）に任命する（課等の名称，役職名）に補する 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する</p> <p>氏 名</p> <p>徳島県教育委員会事務局事務職員（技術職員，指導主事，社会教育主事）に任命する（職名）に補する （課等の名称）勤務を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する</p>	<p>担当事務を指定する場合は，補職発令の役職名の次に「（何担当）」を付記するものとする。（以下同じ。）</p>
<p>(2) 教育機関（学校を除く。以下同じ。）</p> <p>関係</p> <p>イ 役付職員</p> <p>ロ 一般職員</p>	<p>氏 名</p> <p>（教育機関の名称）事務職員（技術職員，専門職員）に任命する （教育機関の名称，役職名）に補する 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する</p> <p>氏 名</p> <p>（教育機関の名称）事務職員（技術職員，</p>	

	<p>専門職員) に任命する (職名) に補する (教育機関の名称) 勤務を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する</p>	
(3) 県立学校関係 イ 校長等	<p>氏 名 徳島県公立学校長 (副校長, 教頭, 教員) に任命する 徳島県立何学校長 (副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭) に補する 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する</p>	
ロ 主任寄宿舎指導員等	<p>氏 名 徳島県立何学校主任寄宿舎指導員 (寄宿舎指導員, 実習主任, 実習助手) を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する</p>	
ハ 講師等	<p>氏 名 地方公務員法第22条の3第1項の規定に基づき徳島県立何学校講師 (養護助教諭, 寄宿舎指導員, 実習助手) を命ずる ただし, その期間は何年何月何日までとする 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する</p>	
ニ 事務職員等 (イ) 役付職員	<p>氏 名 徳島県公立学校事務職員 (技術職員) に任命する 徳島県立何学校 (役職名) に補する 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する</p>	
(ロ) 一般職員	<p>氏 名</p>	

(4) 小・中学校関係 イ 校長等	徳島県公立学校事務職員（技術職員）に任命する （職名）に補する 徳島県立何学校勤務を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 氏 名 徳島県立何学校（職名）を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 氏 名 徳島県何市（何郡何町（村））公立学校長（副校長，教頭，教員）に任命する 徳島県何市（何郡何町（村））何学校長（副校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭）に補する 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 氏 名 地方公務員法第22条の3第1項の規定に基づき徳島県何市（何郡何町（村））何学校講師（養護助教諭）を命ずる ただし，その期間は何年何月何日までとする 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 氏 名 徳島県何市（何郡何町（村））公立学校事務職員（栄養職員）に任命する 徳島県何市（何郡何町（村））何学校（職名）に補する 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 氏 名 地方公務員法第22条の3第1項の規定に基づき徳島県何市（何郡何町（村））何学校（職名）を命ずる ただし，その期間は何年何月何日までとする
ロ 講師等	
ハ 事務職員等	

	何職給料表何級に決定する 何号俸を給する	
<p>2 昇任</p> <p>(1) 事務局関係 (2) 教育機関関係] 共通 イ 役付職員への昇任</p>	<p>職 氏 名</p> <p>(課等又は教育機関の名称, 役職名) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する)</p> <p>職 氏 名</p> <p>(職名) に補する (課等又は教育機関の名称) 勤務を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>	給料表の適用に異動がある場合は、「何級」を「何職給料表何級」とする。(以下同じ。)
<p>ロ その他</p> <p>(3) 県立学校関係 イ 校長等への昇任</p>	<p>職 氏 名</p> <p>その職を免じ徳島県公立学校長 (副校長, 教頭) に任命する 徳島県立何学校長 (副校長, 教頭) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する)</p> <p>職 氏 名</p> <p>徳島県立何学校主任 寄宿舎指導員 (実習主任) を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>	
<p>ロ 主任寄宿舎指導員等への昇任</p> <p>ハ、事務長等への昇任</p>	<p>職 氏 名</p> <p>徳島県立何学校 (役職名) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する)</p> <p>職 氏 名</p> <p>(職名) に補する 徳島県立何学校勤務を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>	
<p>(4) 小・中学校関係 イ 校長等への昇任</p>	<p>職 氏 名</p> <p>その職を免じ徳島県何市 (何郡何町 (村)</p>	

<p>ロ 事務長等への昇任</p>	<p>) 公立学校長 (副校長, 教頭) に任命する 徳島県何市 (何郡何町 (村)) 何学校長 (副校長, 教頭) に補する 何級に決定する 何号俸を給する 職 氏 名 その職を免じ徳島県何市 (何郡何町 (村))) 公立学校事務職員 (栄養職員) に任命する 徳島県何市 (何郡何町 (村)) 何学校 (職名) に補する 何級に決定する 何号俸を給する</p>	
-------------------	--	--

別表の5の項の種類欄及び昇任の条件欄を記入する。

<p>5 併任 (1) 役付職員 (2) 一般職員</p>	<p>他の機関名及びその機関の職 氏 名 徳島県教育委員会事務局事務職員 (技術職員, 指導主事, 社会教育主事) に併任する (課等の名称, 役職名) に補する 給料は支給しない 他の機関名及びその機関の職 氏 名 (教育機関の名称) 事務職員 (技術職員, 専門職員) に併任する (教育機関の名称, 役職名) に補する 給料は支給しない 他の機関名及びその機関の職 氏 名 徳島県教育委員会事務局事務職員 (技術職員, 指導主事, 社会教育主事) に併任する (職名) に補する (課等の名称) 勤務を命ずる 給料は支給しない 他の機関名及びその機関の職 氏 名 (教育機関の名称) 事務職員 (技術職員, 専門職員) に併任する (職名) に補する (教育機関の名称) 勤務を命ずる 給料は支給しない</p>	
<p>6 併任の解除</p>	<p>併任 職 氏 名 徳島県教育委員会事務局事務職員 (技術職員, 指導主事)</p>	

別表の6の項の種類欄及び昇任の条件欄を記入する。

	， 社会教育主事）の併任を免ずる 併任 職 氏 名 （教育機関の名称）事務職員（技術職員， 専門職員）の 併任を免ずる	
別表中7の項から9の項までの各この各のよびに定める。		
7 充て指導主事	他の機関名及びその機関の職 氏 名 徳島県教育委員会事務局指導主事に充てる （課等の名称， 役職名）に補する 他の機関名及びその機関の職 氏 名 徳島県教育委員会事務局指導主事に充てる （課等又は教育機関の名称）勤務を命ずる 徳島県教育委員会事務局充て指導主事 氏 名	
8 充て指導主事の解除	本職を免ずる	
別表の10の項の種類の種及びその上の各の種を次のよびに定める。 回頁を回表の6の項と する。		
9 配置換え (1) 事務局関係 (2) 教育機関関係 } 共 イ 役付職員 ロ 一般職員	職 氏 名 （課等又は教育機関の名称， 役職名）に補する （何級に決定する） （何号俸を給する） 職 氏 名 （ 職名）に補する） （課等又は教育機関の名称）勤務を命ずる （何級に決定する） （何号俸を給する）	
(3) 県立学校関係 イ 校長等 ロ 主任寄宿舎指導 員等	職 氏 名 徳島県立何学校長（副校長， 教頭， 主幹教諭， 指導教諭 ， 教諭， 養護教諭， 栄養教諭）に補する （何級に決定する） （何号俸を給する） 氏 名 徳島県立何学校主任寄宿舎指導員（寄宿舎指導員， 実習 主任， 実習助手， 講師， 養護助教諭）を命ずる （何級に決定する） （何号俸を給する）	
ハ 事務職員		

<p>(イ) 役付職員</p> <p>(ロ) 一般職員</p> <p>(4) 小・中学校関係 イ 他市町村公立学 校への配置換え (イ) 校長等</p>	<p>職 氏 名</p> <p>徳島県立何学校 (役職名) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する)</p> <p>職 氏 名</p> <p>((職名) に補する) 徳島県立何学校勤務を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)</p> <p>職 氏 名</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第40条の規定により本職を免じ徳島県何市 (何郡何町 (村)) 公立学校長 (副校長, 教頭, 教員) に任命する 徳島県何市 (何郡何町 (村)) 何学校長 (副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する) (給料は従前のとおり)</p> <p>職 氏 名</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第40条の規定により本職を免じ徳島県何市 (何郡何町 (村)) 公立学校事務職員 (栄養職員) に任命する 徳島県何市 (何郡何町 (村)) 何学校 (職名) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する) (給料は従前のとおり)</p> <p>職 氏 名</p> <p>徳島県何市 (何郡何町 (村)) 何学校長 (副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する)</p> <p>職 氏 名</p> <p>徳島県何市 (何郡何町 (村)) 何学校 (職名) に補する</p>
<p>(ロ) 同市町村公立学 校への配置換え (イ) 校長等</p> <p>(ロ) 事務職員等</p>	<p>職 氏 名</p> <p>徳島県何市 (何郡何町 (村)) 何学校長 (副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する)</p> <p>職 氏 名</p> <p>徳島県何市 (何郡何町 (村)) 何学校 (職名) に補する</p>

(何級に決定する)
(何号俸を給する)
別表の11の項を次のように改め、回頁を回表の10の項とする。

10 兼務			
(1) 事務局関係 (2) 教育機関関係 イ 役付職員	<p>共 通</p> <p>職 氏 名 (課等又は教育機関の名称、役職名) に兼ねて補する 職 氏 名 (課等又は教育機関の名称、役職名) 兼 (課等又は教育機関の名称、役職名) に補する 職 氏 名 (課等又は教育機関の名称) 兼務を命ずる 職 氏 名 (課等又は教育機関の名称) 兼 (課等又は教育機関の名称) 勤務を命ずる</p>	<p>同一辞令によつて同一機関内の役付職を兼務する場合、兼務役職名の課等又は教育機関名を省略することができる。</p>	
(3) 県立学校関係 イ 校長等	<p>職 氏 名 徳島県立何学校長 (副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭) に兼ねて補する 職 氏 名 徳島県立何学校主任寄宿舎指導員 (寄宿舎指導員, 実習主任, 実習助手, 講師, 養護助教諭) 兼務を命ずる</p>		
ロ 主任寄宿舎指導員等 ハ、事務職員等 (イ) 役付職員 (ロ) 一般職員 (ハ) 技能労務職員	<p>職 氏 名 徳島県立何学校主任寄宿舎指導員 (寄宿舎指導員, 実習主任, 実習助手, 講師, 養護助教諭) 兼務を命ずる 職 氏 名 徳島県立何学校 (役職名) に兼ねて補する 職 氏 名 徳島県立何学校兼務を命ずる 徳島県立何学校 (職名) 兼務を命ずる</p>		
(4) 小・中学校関係 イ 校長等	<p>職 氏 名 徳島県何市 (何郡何町 (村)) 何学校長 (副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭) に兼ねて補する</p>		
ロ 講師等	<p>職 氏 名</p>		

別表の12の項の種類欄及び第5の第5の欄を次のように定める。 回頁を回表の11の頁とする。

<p>ハ 事務職員等</p>	<p>徳島県何市（何郡何町（村））何学校講師（養護助教諭） 兼務を命ずる（ただし、その期間は何年何月何日までとする）</p> <p>職 氏 名</p> <p>徳島県何市（何郡何町（村））何学校兼務を命ずる</p>	
<p>11 兼務の解除</p>		
<p>(1) 事務局関係 (2) 教育機関関係 イ 役付職員</p>	<p>共 通</p> <p>職 氏 名</p> <p>（課等又は教育機関の名称、役職名）の兼任補職を免ずる</p>	
<p>ロ 一般職員</p>	<p>職 氏 名</p> <p>（課等又は教育機関の名称）兼務を免ずる</p>	
<p>(3) 県立学校関係 イ 校長等</p>	<p>職 氏 名</p> <p>徳島県立何学校長（副校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭）の兼任補職を免ずる</p>	
<p>ロ 主任寄宿舍指導員等</p>	<p>職 氏 名</p> <p>徳島県立何学校主任寄宿舍指導員（寄宿舍指導員，実習主任，実習助手，講師，養護助教諭）兼務を免ずる</p>	
<p>ハ 事務職員等 (イ) 役付職員</p>	<p>職 氏 名</p> <p>徳島県立何学校（役職名）の兼任補職を免ずる</p>	
<p>(ロ) 一般職員</p>	<p>職 氏 名</p> <p>徳島県立何学校兼務を免ずる</p>	
<p>(ハ) 技能労務職員</p>	<p>職 氏 名</p> <p>徳島県立何学校（職名）兼務を免ずる</p>	
<p>(4) 小・中学校関係 イ 校長等</p>	<p>職 氏 名</p> <p>徳島県何市（何郡何町（村））何学校長（副校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭）の兼任補職を免ずる</p>	
<p>ロ 講師等</p>	<p>職 氏 名</p> <p>徳島県何市（何郡何町（村））何学校講師（養護助教諭）兼務を免ずる</p>	
<p>ハ 事務職員等</p>	<p>職 氏 名</p>	

	(職名に補する) (課等又は教育機関の名称) 勤務を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)		
(3) 県立学校関係			
イ 校長等	休職 職 復職を命ずる 徳島県立何学校長 (副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する)	氏 名	
ロ 主任寄宿舎指導員等	休職 職 復職を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)	氏 名	
ハ 事務職員等			
イ) 役付職員	休職 職 復職を命ずる 徳島県立何学校 (役職名) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する)	氏 名	
ロ) 一般職員	休職 職 復職を命ずる ((職名) に補する) 徳島県立何学校勤務を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)	氏 名	
ハ) 技能労務職員	休職 職 復職を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)	氏 名	
(4) 小・中学校関係			
イ 校長等	休職 職 復職を命ずる 徳島県何市 (何郡何町 (村)) 何学校長 (副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭) に補する (何級に決定する) (何号俸を給する)	氏 名	
ロ 事務職員等	休職 職	氏 名	

復職を命ずる
徳島県何市（何郡何町（村））何学校（職名）に補する
（何級に決定する）
（何号俸を給する）

別表の21の項の種類の欄及び発令の形式の欄を次のように改め、回頁を回表の20の項とする。

20 降任

- (1) 事務局関係
(2) 教育機関関係 } 共通

イ 役付職員から役付職員

職 氏 名
地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づき（課等又は教育機関の名称、役職名）を免じ（課等又は教育機関の名称、役職名）に補する（何級に決定する）
（何号俸を給する）

ロ 役付職員から一般職員

職 氏 名
地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づき（課等又は教育機関の名称、役職名）を免じ（職名）に補する
（課等又は教育機関の名称）勤務を命ずる
（何級に決定する）
（何号俸を給する）

ハ 一般職員から一般職員

職 氏 名
地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づき（職名）を免じ（職名）に補する（課等又は教育機関の名称）勤務を命ずる
（何級に決定する）
（何号俸を給する）

(3) 県立学校関係

職 氏 名
地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づき本職を免じ徳島県公立学校副校長（教頭，教員）に任命する
徳島県立何学校副校長（教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭）に補する
（何級に決定する）
（何号俸を給する）

職 氏 名

地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づきその職を免じ徳島県立何学校寄宿舎指導員（実習助手）を命ずる

	<p>(何級に決定する) (何号俸を給する)</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づき徳島県立何学校(役職名)を免じ徳島県立何学校(役職名)に補する (何級に決定する) (何号俸を給する)</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づき徳島県立何学校(役職名)を免じ(職名)に補する 徳島県立何学校勤務を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づき(職名)を免じ(職名)に補する 徳島県立何学校勤務を命ずる (何級に決定する) (何号俸を給する)</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名</p> <p>(4) 小・中学校関係</p> <p>地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づき本職を免じ徳島県何市(何郡何町(村))公立学校副校長(教頭, 教員)に任命する 徳島県何市(何郡何町(村))何学校副校長(教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭)に補する (何級に決定する) (何号俸を給する)</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条第1項第何号に掲げる事由により同項の規定に基づき本職を免じ徳島県何市(何郡何町(村))公立学校事務職員(栄養職員)に任命する 徳島県何市(何郡何町(村))何学校(職名)に補する (何級に決定する) (何号俸を給する)</p>
<p>別表中22の項を21の項として 23 管理監督職勤務上限 年齢による降任等</p>	<p>23の項を22の項として 同項の次に次のように加える。</p>

(1) 降任等

イ 事務局関係
ロ 教育機関関係】共通

(イ) 役付職員から
役付職員

職 氏 名
地方公務員法第28条の2第1項の規定に
基づき(課等又は教育機関の名称, 役職名
)を免じ(課等又は教育機関の名称, 役職
名)に補する

(何級に決定する)
(何号俸を給する)

(ロ) 役付職員から
一般職員

職 氏 名
地方公務員法第28条の2第1項の規定に
基づき(課等又は教育機関の名称, 役職名
)を免じ(職名)に補する
(課等又は教育機関の名称)勤務を命ずる
(何級に決定する)
(何号俸を給する)

ハ 県立学校関係

職 氏 名
地方公務員法第28条の2第1項の規定に
基づき本職を免じ徳島県公立学校教員に任
命する
徳島県立何学校主幹教諭(指導教諭, 教諭
, 養護教諭, 栄養教諭)に補する
(何級に決定する)
(何号俸を給する)

職 氏 名
地方公務員法第28条の2第1項の規定に
基づき徳島県立何学校(役職名)を免じ徳
島県立何学校(役職名)に補する
(何級に決定する)
(何号俸を給する)

職 氏 名
地方公務員法第28条の2第1項の規定に
基づき徳島県立何学校(役職名)を免じ(職
名)に補する
徳島県立何学校勤務を命ずる
(何級に決定する)
(何号俸を給する)

ニ 小・中学校関係

職 氏 名
地方公務員法第28条の2第1項の規定に

	<p>に基づき本職を免じ徳島県何市（何郡何町（村））公立学校教員に任命する</p> <p>徳島県何市（何郡何町（村））何学校主幹教諭（指導教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭）に補する</p> <p>（何級に決定する）</p> <p>（何号俸を給する）</p> <p>職 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条の2第1項の規定に基づき本職を免じ徳島県何市（何郡何町（村））公立学校事務職員（栄養職員）に任命する</p> <p>徳島県何市（何郡何町（村））何学校（職名）に補する</p> <p>（何級に決定する）</p> <p>（何号俸を給する）</p> <p>職 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条の5第何項の規定に基づき異動期間を何年何月何日まで延長する</p>	
<p>41 定年前再任用短時間勤務職員</p> <p>(1) 再任用</p> <p>イ 事務局関係</p> <p>(ロ) 役付職員</p> <p>(ハ) 一般職員</p>	<p>別表中41の項を記し、40の項を記し、39の項を記すものとする。</p> <p>氏 名</p> <p>地方公務員法第22条の4第1項の規定に基づき徳島県教育委員会事務局事務職員（技術職員）に任命する</p> <p>1週間当たり何時間何分勤務とする</p> <p>（課等の名称，役職名）に補する</p> <p>何職給料表何級に決定する</p> <p>任期は何年何月何日までとする</p> <p>氏 名</p> <p>地方公務員法第22条の4第1項の規定に基づき徳島県教育委員会事務局事務職員（技術職員）に任命する</p> <p>1週間当たり何時間何分勤務とする</p> <p>（職名）に補する</p>	

<p>ロ 教育機関関係 (イ) 役付職員</p>	<p>(課等の名称) 勤務を命ずる 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする</p>	<p>氏 名</p>
<p>(ロ) 一般職員</p>	<p>地方公務員法第22条の4第1項の規定に 基づき(教育機関の名称)事務職員(技術 職員, 専門職員)に任命する 1週間当たり何時間何分勤務とする (教育機関の名称, 役職名)に補する 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする</p>	<p>氏 名</p>
<p>ハ 県立学校関係 (イ) 教諭等</p>	<p>地方公務員法第22条の4第1項の規定に 基づき徳島県公立学校教員に任命する 1週間当たり何時間何分勤務とする 徳島県立何学校教諭(養護教諭, 栄養教諭)に補する 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする</p>	<p>氏 名</p>
<p>(ロ) 寄宿舎指導員 等</p>	<p>地方公務員法第22条の4第1項の規定に 基づき徳島県立何学校寄宿舎指導員(実習 助手)を命ずる 1週間当たり何時間何分勤務とする 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする</p>	<p>氏 名</p>
<p>(ハ) 事務職員</p>	<p>地方公務員法第22条の4第1項の規定に 基づき徳島県公立学校事務職員(技術職員</p>	<p>氏 名</p>

) に任命する
1 週間当たり何時間何分勤務とする
徳島県立何学校 (役職名) に補する
何職給料表何級に決定する
任期は何年何月何日までとする

氏 名

地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項の規定に
基づき徳島県公立学校事務職員 (技術職員
) に任命する

1 週間当たり何時間何分勤務とする
(職名) に補する

徳島県立何学校勤務を命ずる
何職給料表何級に決定する

任期は何年何月何日までとする

氏 名

(二) 技能労務職員

地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項の規定に
基づき徳島県立何学校 (職名) を命ずる
1 週間当たり何時間何分勤務とする
何職給料表何級に決定する
任期は何年何月何日までとする

氏 名

ニ 小・中学校関係
(イ) 教諭等

地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項の規定に
基づき徳島県何市 (何郡何町 (村)) 公立
学校教員に任命する
1 週間当たり何時間何分勤務とする
徳島県何市 (何郡何町 (村)) 何学校教諭
(養護教諭, 栄養教諭) に補する
何職給料表何級に決定する
任期は何年何月何日までとする

氏 名

(ロ) 事務職員等

地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項の規定に
基づき徳島県何市 (何郡何町 (村)) 公立
学校事務職員 (栄養職員) に任命する
1 週間当たり何時間何分勤務とする
徳島県何市 (何郡何町 (村)) 何学校 (職
名) に補する
何職給料表何級に決定する
任期は何年何月何日までとする

職 氏 名

(3) 任期満了による退

(1) 採用

イ 事務局関係

氏 名

地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定に基づき徳島県教育委員会事務局事務職員(技術職員)に任命する
(職名)に補する
(課等の名称)勤務を命ずる
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
任期は何年何月何日までとする

ロ 教育機関関係

氏 名

地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定に基づき(教育機関の名称)事務職員(技術職員)に任命する
(職名)に補する
(教育機関の名称)勤務を命ずる
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
任期は何年何月何日までとする

ハ 県立学校関係

(イ) 講師等

氏 名

地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第何号の規定に基づき徳島県立何学校講師(養護助教諭, 寄宿舎指導員, 実習助手)を命ずる
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
任期は何年何月何日までとする

(ロ) 事務職員

氏 名

地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定に基づき徳島県公立学校事務職員(技術職員)に任命する
(職名)に補する
徳島県立何学校勤務を命ずる
何職給料表何級に決定する
何号俸を給する
任期は何年何月何日までとする

ニ 小・中学校関係

(イ) 講師等

氏 名

地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第何号の規定に基づき徳島県何市(何郡何町(村))何学校

<p>(ロ) 事務職員等</p> <p>ハ、 県立学校関係</p> <p>(イ) 講師等</p> <p>(ロ) 事務職員</p> <p>ニ 小・中学校関係</p> <p>(3) 任期満了による退職</p>	<p>講師（養護助教諭）を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 任期は何年何月何日までとする</p> <p>氏 名</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定に基づき徳島県何市（何郡何町（村））何学校（職名）を命ずる 何職給料表何級に決定する 何号俸を給する 任期は何年何月何日までとする</p> <p>職 氏 名</p> <p>（（課等又は教育機関の名称）勤務を命ずる） 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する</p> <p>職 氏 名</p> <p>（徳島県立何学校勤務を命ずる） 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する</p> <p>職 氏 名</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する</p> <p>職 氏 名</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第何号の規定による任期の満了により本職（その職）を免ずる</p>
<p>37 産前産後休暇に伴う 任期付採用職員 (1) 県立学校関係</p>	<p>別表第55の頁を98の頁として 「何職の次に次のように定める。」</p> <p>氏 名</p> <p>女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条第1項の規定に基づき徳島県立何学校講師（養護助教諭，寄宿舎指導員，実習助手）を命ずる 何職給料表何級に決定する</p>

<p>ロ 一般職員</p>	<p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第何項（第6条第何項）の規定に基づき（教育機関の名称）事務職員（技術職員，専門職員）に任命する 1 週間当たり何時間何分勤務とする （教育機関の名称，役職名）に補する 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする</p> <p>氏 名</p>
<p>(3) 県立学校関係 イ 教諭等</p>	<p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第何項（第6条第何項）の規定に基づき徳島県公立学校教員に任命する 1 週間当たり何時間何分勤務とする 徳島県立何学校教諭（養護教諭，栄養教諭）に補する 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする</p> <p>氏 名</p>
<p>ロ 寄宿舍指導員等</p>	<p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第何項（第6条第何項）の規定に基づき徳島県立何学校寄宿舍指導員（実習助手）を命ずる 1 週間当たり何時間何分勤務とする 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする</p> <p>氏 名</p>
<p>ハ 事務職員等</p>	<p></p>

<p>(イ) 役付職員</p>	<p>氏 名</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第何項（第6条第何項）の規定に基づき徳島県公立学校事務職員（技術職員）に任命する</p> <p>1週間当たり何時間何分勤務とする</p> <p>徳島県何市（何郡何町（村））何学校教諭（養護教諭，栄養教諭）に補する</p> <p>何職給料表何級に決定する</p> <p>任期は何年何月何日までとする</p>
<p>(ロ) 一般職員</p>	<p>氏 名</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第何項（第6条第何項）の規定に基づき徳島県公立学校勤務を命ずる</p> <p>何職給料表何級に決定する</p> <p>任期は何年何月何日までとする</p>
<p>(ハ) 技能労務職員</p>	<p>氏 名</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第何項（第6条第何項）の規定に基づき（職名）を命ずる</p> <p>1週間当たり何時間何分勤務とする</p> <p>何職給料表何級に決定する</p> <p>任期は何年何月何日までとする</p>
<p>(4) 小・中学校関係 イ 教諭等</p>	<p>氏 名</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法附則第4条第何項（第6条第何項）の規定に基づき徳島県何市（何郡何町（村））公立学校教諭に任命する</p> <p>1週間当たり何時間何分勤務とする</p> <p>徳島県何市（何郡何町（村））何学校教諭（養護教諭，栄養教諭）に補する</p> <p>何職給料表何級に決定する</p> <p>任期は何年何月何日までとする</p>

ロ 事務職員等

氏 名

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法附則第4条第何項（第6条第何項）の規定に基づき徳島県何市（何郡何町（村））公立学校事務職員（栄養職員）に任命する
1週間当たり何時間何分勤務とする
徳島県何市（何郡何町（村））何学校（職名）に補する
何職給料表何級に決定する
任期は何年何月何日までとする

2 任期の更新

- (1) 事務局関係
(2) 教育機関関係 } 共通

イ 役付職員

職 氏 名

（1週間当たり何時間何分勤務とする）
（課等又は教育機関の名称、役職名）に補する）
地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（附則第6条第3項において準用する同法）附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する

ロ 一般職員

職 氏 名

（1週間当たり何時間何分勤務とする）
（課等又は教育機関の名称）勤務を命ずる）
地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（附則第6条第3項において準用する同法）附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する

- (3) 県立学校関係

イ 教諭等

職 氏 名

（1週間当たり何時間何分勤務とする）
（徳島県立何学校教諭（養護教諭，栄養教諭）に補する）
地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（附則第6条第3項に

ロ 寄宿舎指導員等	<p>において準用する同法) 附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する</p> <p>職 氏 名</p> <p>(1 週間当たり何時間何分勤務とする) (徳島県立何学校寄宿舎指導員 (実習助手) を命ずる)</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号) (附則第6条第3項において準用する同法) 附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する</p>
ハ 事務職員等 (イ) 役付職員	<p>職 氏 名</p> <p>(1 週間当たり何時間何分勤務とする) (徳島県立何学校 (役職名) に補する)</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号) (附則第6条第3項において準用する同法) 附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する</p>
(ロ) 一般職員	<p>職 氏 名</p> <p>(1 週間当たり何時間何分勤務とする) (徳島県立何学校勤務を命ずる)</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号) (附則第6条第3項において準用する同法) 附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する</p>
(ハ) 技能労務職員	<p>職 氏 名</p> <p>(1 週間当たり何時間何分勤務とする) (徳島県立何学校 (職名) を命ずる)</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律 (令和3年法律第63号) (附則第6条第3項において準用する同法) 附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する</p>
(4) 小・中学校関係 イ 教諭等	<p>職 氏 名</p> <p>(1 週間当たり何時間何分勤務とする)</p>

